

市民の声（6月分）

意見 9	R7. 6. 5 今袖ヶ浦市内の幼稚園に通園しています。パートで働いており幼稚園の時間内にはお迎えに行けないので、預かり延長保育を利用しています。その延長保育の利用料金が高いです。幼稚園側も物価高などで高く設定せざるを得ないのかなと思います。現在の利用日数×450円の補助金では足りていません。長期休みなどはもっとです。松戸市などは独自の補助金があるみたいで、自己負担が0円になってるみたいです。市原市も保育料が1人目から安い・2人目は無料など子育て支援に積極的に取り組んでいると思うのですが、袖ヶ浦市ももう少し頑張っていただけませんか。よろしくお願ひします。
回答	R7. 7. 18 保育幼稚園課 日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 このたびいただきましたご意見について回答いたします。 預かり保育は、幼稚園に通う児童の保護者が、就労等の理由で通常時間外に子どもを預けることができる制度であり、本市では、令和元年9月の幼児教育・保育無償化の制度開始に伴い、国の定める上限額に従って私立幼稚園の預かり保育料を給付しております。 ご意見にもありますように、独自の施策として補助を上乗せしている自治体もございますが、本市では子育て世代の方が増加したことや就労等でお子さまを長時間預けたい保護者の方が多いことから、保育所や認定こども園の新規開設を優先的に進め、長時間保育への対応を図ってまいりました。 また、本市の保育園の保育料設定は、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、第1子から低い設定しております。その結果、第1子・第2子の保育料の合計額は、市原市を含めた近隣市と比較しても遜色ないものと認識しております。 今のところ、私立幼稚園の預かり保育料の補助額の上乗せや第2子以降の保育園の保育料無償化について実施することは考えておりませんが、これまでどおり、限られた財源の中、本市を取り巻く社会情勢や市民のニーズに応えられるよう子育て施策を展開してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。
意見 10	R7. 6. 9 はじめまして。前から思っていました。蔵波台3丁目あたりに、バス停を作ってください。例えば、旧道「国道」の方方面なのですが、姉ヶ崎あたりは、バスが通っています。 「別そう下」→姉ヶ崎駅まで 長浦駅→バスターミナル行きは、何本何本かあります。1日2本ですかね？ 長浦駅→蔵波台 例として県営住宅前とかは、いかがでしょうか？検とうして下さい。 困っている方がいます。 チョイソコガウラの最終を18時にして下さい。

	<p>17時だと短いです。他のタクシーとのかねあいもありそうですが、けんとうして下さい。チョイソコでも必ず乗れる方はいません。</p> <p>本日は、雨の中に公民館に行きました。よろしくお願ひします。</p> <p>チョイソコの予約を1時間後ではなく、また、30分後にもどしてほしいです。</p>
回答	<p>R7.6.23 企画政策課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、ご提言いただきました内容について回答いたします。</p> <p>蔵波台三丁目や県営住宅付近への新たな停留所の設置について、バスを運行する交通事業者に確認をしましたところ、当該場所に停留所を設けることで、運行時間が長くなり、運行本数の維持が難しくなることに加え、蔵波台六丁目や蔵波台にあるスーパー、病院等の、需要の多い停留所に立ち寄ることができなくなるリスクがあるため、現時点での対応は難しいとのことでした。</p> <p>また、市内を走行する路線バスの代宿団地・袖ヶ浦バスターミナル線において、長浦駅から袖ヶ浦バスターミナルへ向かう便は平日12便、土日祝日は5便となっております。</p> <p>次に、チョイソコがうらの運行時間につきましては、バスやタクシー等の既存公共交通を補完するものとして、交通事業者と協議のうえ決定していることから、現時点で運行時間を変更する予定はございません。</p> <p>また、最短予約時間につきましては、昨年10月に運行区域を市内全域に広げたことに伴い、迎車にかかる時間についても延長が見込まれたため1時間前までの予約に変更したところでございますが、今後の利用状況や運行事業者の意見を踏まえ、最適な最短予約時間を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>今回いただいたご意見の内容を参考にさせていただくとともに、今後も利用者のニーズを注視しながら公共交通の利便性の確保に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>この度は貴重なご提言、誠にありがとうございました。</p>
意見 11	<p>R7.6.26</p> <p>① 奈良輪北通りの用水路に関するお願いです。</p> <p>奈良輪北通りは奈良輪小学校の児童の通学路として使われております。北通りは車道の両側ともに、大きめの用水路がむき出しの状態であります。</p> <p>風の強い日に限らず、帽子を用水路に落としたり最近だと扇風機や防犯ブザーを落とすなどの子どもの落し物が多く発生しております。落として号泣するだけならよいのですが、入ろうとする児童も見かけ、非常に危ないです。</p> <p>用水路の上にコンクリの蓋や金属性のグレーチングを被せていただきたいです。上蓋ができることで落し物の危険性もなくなりますが、通学路の幅も広がりますのでより安全であると考えます。近年の児童の多さを考えたら必要な対応ではないでしょうか？</p> <p>② ガウライナーについてのお願いです。</p> <p>コロナになり減便されて以来、まったくもとに戻る気配がありません。袖ヶ浦市からも検討の申し入れをお願いできませんでしょうか。</p> <p>- 東京発17時～17時半便の復活。袖ヶ浦戻りの1本目が18時半のは遅い</p>

	<p>です...（帰りを考えると金田BTIに出ざるを得ないです）</p> <p>- 袖ヶ浦発7時半便を増便してほしいです。7時12分発は子どもを見送れず、かといって8時12分発だと遅いです... 7時12分発は結構混んでおりますので、7時半近辺も需要はあると考えます。</p> <p>この際、土日便はもう復活がなくてもよいので平日、母親が使いやすい時間帯の充実またはシフトをお願いしたいです。なにとぞ...</p>
回答	<p>R7.8.7 企画政策課、土木管理課、学校教育課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>令和7年6月25日に電子メール「市民の声」でいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>初めに、奈良輪北通りの水路の蓋掛けにつきましては、水路の部分に蓋掛けすることにより、物の落下を防止する効果がある一方で、多額の経費がかかることや、水路に堆積する土砂の撤去や詰まりの解消等の作業が困難になるという課題もございます。</p> <p>市では現在、水路への転落や立入りを防止するための、転落防止柵の設置を進めております。</p> <p>併せて、該当小学校に対し、児童が水路に物を落とした際に、自分で水路に入って拾うことのないよう指導を依頼し、通学路の安全対策に努めてまいります。</p> <p>次にガウライナーの平日の増便についてですが、バスを運行する交通事業者に確認をしましたところ、増便の意向はあるものの、バスの乗務員不足、特に高速バスを運行できる人材の不足により、現状では実現が難しいが、今後復便を検討する際には頂いたご意見を参考にさせていただきたいとの回答がありました。</p> <p>本市といたしましても、今回いただいたご意見の内容を参考にさせていただくとともに、今後も利用者のニーズを注視しながら公共交通の利便性の確保に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願ひいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p>
意見 12	<p>R7.6.30</p> <p>お世話になります。不幸にして5月に進行がんが発見され、手術、薬物療法に突入し、入退院を繰り返す生活になりました。病院にあるガン相談支援センターに相談したところ、市町村に窓口に相談をするようにと言われました。ヘルプマークも欲しかったので、障害支援課に伺ったのち、健康推進課で、「ガン支援について」お聞きしました。しかし窓口対応の方は「私にはわかりません」と言われるだけで、インターネット情報では、「病院に相談窓口がある」と資料を提示されました。私は「そこから紹介を受けてきているのです」と回答しました。</p> <p>・ガンになると見た目は元気そうだけど、洋服を取れば数十センチの大きな傷があり、体調も突然悪化するため、介護認定を受けることが難しい60歳代前の人はどうしたらいいのか？認定を受ける前、悪化する状態を半年放置して初めて認定にくるのか？等知りたい情報が全く分かりません。そのうち、介護認定部署の人がきて「認定を受けたい人は誰？貴方じゃ認定受けれないよ」と言い放たれ、（近い将来動けなくなるからその前に出来ることを調べて、周りに迷惑かけない対策をとりたい）傷つきました。パンフレット一冊渡され、「多分昭和地区地域包括支援班基幹…センターだと思う」と</p>

	<p>のこと。事前に確認すらしてもらえません。(60歳前で病気になって困っている人は全く支援がない事実に驚きました)</p> <p>・また、相続について、どういった専門家に相談をしたらいいか紹介してもらえないか、を伺ったところ知らないと。市の広報が手元にあったため、市民の相談窓口があるからこういうところで相談できないのか?を訪ねると、案内すると言われました。ヘルプマークを付け術後状態とわかっているにも関わらず、廊下を歩いて、階段にたどりつき「階段でもいいですか?」と言われ、担当部署に案内されました。担当者曰く、「相談窓口は月4回、既に7月の募集を締め切った。次8月募集に連絡してもらうしかない、午前中に埋まるから連絡して」と、私に残された時間は考慮もしてもらいません。</p> <p>地域の支援が脆弱で冷たいものと思い知り、涙が止まりません。新しいものを構築するのではなく、担当課以外の情報を集め、必要に応じて提供する、部署間跨いで調べて連絡することで、支援できることではないでしょうか?形式だけの仕組みの見直しと、基本的な職員教育をお願いします。</p>
回答	<p>R7.7.31 介護保険課</p> <p>6月30日に電子メール「市民の声」でいただいた窓口対応に関するご意見についてございますが、窓口でのご質問に対し、的確な回答ができなかったこと、また、組織として連携・配慮が至らなかつたことで不快な思いやお体にご負担をおかけいたしまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>7月11日に担当職員がご自宅へお伺いし、ご説明させていただきましたとおり、今後、医療から介護が優先されるような状況になりましたら、お住いの地域を担当しております昭和・根形地区地域包括支援センター（TEL0438-38-3771〔特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑敷地内〕）にご相談をしていただくか、基幹型地域包括支援センター（TEL0438-62-3225〔市役所高齢者支援課内〕）にお問い合わせください。</p> <p>加えて、相続などに関するご相談については、一例として千葉司法書士会の電話無料相談を下記のとおりご案内いたしましたが、持参いたしましたパンフレット等についても、改めてご確認くださるようお願いいたします。</p> <p>(1) 司法書士による無料法律相談 フリーダイヤル 0120-971-438 毎週月曜日・水曜日 午後2時～午後5時まで 毎週土曜日 午前10時から正午、午後1時から午後3時まで</p> <p>(2) 相続・登記電話相談 電話 043-204-8333 毎週土曜日 午前10時から正午、午後1時から午後3時まで</p> <p>なお、この度いただいたご意見については、関係する各課の長において共通認識を図り、職員に指導いたしましたことをご報告いたします。</p> <p>窓口対応につきましては、基本的な職員教育として新規採用職員研修や階層別での研修等を通じて、公務員として必要な接遇技術の習得に努めています。</p> <p>また、日々の窓口業務においても職員に適宜指導をしているところですが、今回、＊＊様には不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、これまで以上に指導を徹底いたしまして、接遇の向上を図るとともに、市民一人ひとりに寄り添った窓口対応に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>

意見 13	<p>R7. 6. 30</p> <p>母は3年前に癌と診断され治療を続けてきましたが、知慮をやめ自宅医療と緩和ケアにうつることになりました。訪問サービスを受けたく、介護認定を申請しましたところ、認定の訪問まで1ヶ月、認定が下りるまで2ヶ月と言われました。正直、母がどのくらい生きて介護が受けられるのか分かりませんが、母が何十年も払い続けてきた介護保険料、もしや使えることがないのではとさえ思い怒りを覚えます。認定に必要な人員を増やして下さい。君津中央病院の看護師さんの話では「袖ヶ浦市は特に時間がかかるから早めに」と言っていました。どうぞよろしくお願ひします。</p>
回答	<p>R7. 7. 22 介護保険課</p> <p>6月30日に電子メール「市民の声」でいただいた介護保険サービスについてでございますが、まずは利用にあたって、ご心配をおかけしておりますことにお詫び申し上げます。</p> <p>介護保険サービスのご利用を希望される場合は、調査員がご自宅等を訪問いたしますし、介護保険サービスを希望される方の状態を確認させていただくと同時に、主治医に対して意見書の作成を依頼しております。これらの客観的な資料を基に、介護認定審査会において要介護度を判定し、その結果を通知しております。</p> <p>このうち、訪問調査につきましては、昨年度までは介護保険サービスを希望される方の申請が増加傾向にあったことから、申請から訪問調査を実施するまでに相当の時間を要しておりました。</p> <p>このようなことから、今年度からは調査員を増員いたしまして対応した結果、従前は1か月半程度を要しておりました期間が、現在は20日程度となっております。</p> <p>市といたしましては、この期間をさらに短縮するよう取り組んでおりますが、調査員は保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者で、かつ県が主催する研修を受講しなければならないなど、一定の条件を満たす必要があるため、容易に人材が確保できないという現状がございます。</p> <p>したがいまして、介護保険サービスの利用を希望される皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、できる限り、このような状況が解消されるよう、引き続き努めてまいりますので、ご理解くださるようお願ひいたします。</p> <p>なお、お母様の介護認定の進捗状況ですが、29日の介護認定審査会に諮り、結果通知を31日に発送する予定で準備を進めております。</p> <p>また、お住いの地区の介護や生活に関する相談窓口として、平川地区地域包括支援センター（袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内 電話 0438-40-5994）をご利用くださいますようお願ひいたします。</p>